

第2次富士見町都市計画マスタープランを策定しました

問 建設課 都市計画係 ☎62-9216

●都市計画マスタープランとは

都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となる計画です。

急速に進む人口減少社会に対応しつつ、暮らしを支える生活基盤を着実に維持・充実させ、持続可能な都市づくりを進めていくため、おおむね20年後（2039年度）を目標年次とする『第2次富士見町都市計画マスタープラン』を策定しました。

全体構想

●将来都市像

「豊かな自然と共生した安心安全で生活基盤が確かなまち」

●まちづくりの目標

- ①豊かな自然環境と共生する美しいまち
- ②安心安全で健やかな暮らしを支えるまち
- ③地域の個性を活かした人々を引き付ける魅力あるまち
- ④協働による住民が主役となるまち



分野別構想

まちづくりの目標を達成するため、5つの分野別方針を定めています。

土地利用



景観育成



防災都市づくり



福祉のまちづくり

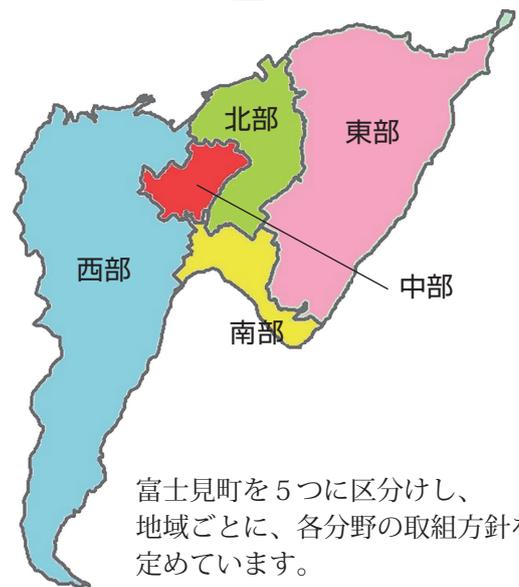


都市施設

交通体系
公園・緑地
下水道
その他都市施設



地域別構想

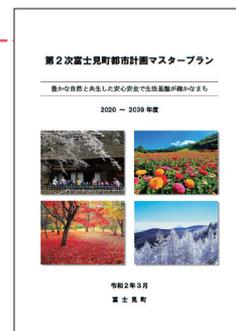


富士見町を5つに区分けし、地域ごとに、各分野の取組方針を定めています。

実現化方策

本計画の実現に向けて、以下の内容を重点的に取り組みます。

- 土地利用規制誘導の適正化（用途地域等の見直し）
 - ・計画的な土地利用の推進に向けた規制誘導方策の導入
 - ・環境共生産業拠点の形成に向けた都市計画制度活用検討
- 都市計画道路の見直しと計画的な整備の推進
- 関連計画の策定・見直し（景観計画等）



※都市計画マスタープランの内容や各構想の詳細については、お問い合わせいただくか、町ホームページ（<https://www.town.fujimi.lg.jp/page/ke02toshimasu.html>）をご覧ください。



富士見町立地適正化計画を策定しました

問 建設課 都市計画係 ☎62-9216

●立地適正化計画とは

町では、高齢化や人口減少などに対応し、住民が集まりやすい場所で暮らしに必要な機能を利用できる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指すため、富士見町立地適正化計画を策定しました。この計画では、都市機能の誘導を図る「都市機能誘導区域」と居住の誘導を図る「居住誘導区域」、都市機能誘導区域内に立地を誘導する「誘導施設」を定めます。

●都市機能誘導区域

都市再生を図るため、「誘導施設」の立地を誘導する区域。
都市機能を集中させることで、より利便性が高く、効率的なサービスが受けられるまちづくりが期待できます。

●誘導施設

町全体の生活利便性を支える中核的な都市機能をもつ施設であり、町役場、地域包括支援センター、スーパーマーケット（店舗面積1,000㎡以上）、病院、銀行、信用金庫、高等学校、特別支援学校、図書館、中央公民館を指します。

●居住誘導区域

住環境の向上や公共交通の確保などの措置が取られる区域。
住居が集中することで一定の人口密度が維持でき、コミュニティの形成や生活関連サービス施設の維持がしやすくなります。

●事前に届出が必要な場合があります

以下の行為を行う場合には、都市再生特別措置法に基づき、行為等に着手する30日前までに町へ届け出ることが義務付けられています。

- ①都市機能誘導区域内で既存の誘導施設を休止または廃止しようとする場合
- ②都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合

用途地域

居住誘導区域

都市機能誘導区域



届出不要



届出不要



届出必要



届出必要

【開発行為】

- ・誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合

【建築等行為】

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合

- ③居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合

用途地域

居住誘導区域



届出不要



届出不要



届出不要



届出必要



届出必要

【開発行為】

- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、規模が1,000㎡以上のもの

【建築等行為】

- ・3戸以上の住宅の新築をしようとする場合
- ・建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※計画の内容や、それぞれの区域や誘導施設の指定状況、届出制度の詳細については、町ホームページ (<https://www.town.fujimi.lg.jp/page/ke02ritteki.html>)、または係までお問い合わせください。

